

# 近代の伊勢参宮と宇治山田の旅館業

谷口 裕信

はじめに

本稿は近代における伊勢参宮について、目的地である宇治山田(伊勢)での投宿という側面から考察するものである。よく知られているように、近世期には庶民の旅行が広く行われていた。なかでも伊勢参宮は、神宮大麻の配札を通じた御師との師檀関係を媒介に、各地で組織された伊勢講を単位として盛んに行われていた。また御蔭参りという、例年の参宮者数をはるかに上回る爆発的な参宮が、江戸時代を通じて数回起きたとされている。師檀関係を媒介とした伊勢参宮においては、宇治山田の御師邸宅が宿泊所となり、滞在中の一切を御師が世話をした。他方、師檀関係のない参宮者は町宿に宿泊した。<sup>(1)</sup> いずれにせよ、庶民は参宮道中の記録を数多く残しており、このような記録を分析して、参宮のルート、宿泊、娯楽、費用などに関する成果が

蓄積されてきた。<sup>(2)</sup>

しかしこれらの成果は、近代、とりわけ明治四年(一八七二)に行われた神宮改革による御師制度廃止後、伊勢参宮がどのように変容・展開していったのかについて、十分に言及していない。

ところで宿泊に関しては、道中の旅籠の風紀廓清を目的とした、近世後期の講による旅籠の組織化(≡定宿化)を、近代にまで射程を伸ばして検討した研究もある。大島延次郎は明治期になると、旅客獲得をめぐる講相互の競争が提携へと変化し、旅籠も多くの講の指定を受けて多数の旅客獲得に努めるようになったと指摘した。<sup>(3)</sup> 森悟朗は明治四年の神宮改革後に、積極的な教化活動の一環として組織された神風講社が、浪花講など近世期以来の講の定宿システムをモデルにしつつも、宗教的講社という点において相違していたという。<sup>(4)</sup>

大島・森らの研究が近代の伊勢参宮と講に関して、重要な成果を提示しているのは言うまでもない。しかし講の全国的な展開を追うあまり、御師制度廃止後の各地の伊勢講と宇治山田旅館業との関係如何については、不明な点が多いと言わざるを得ない。

以上をふまえて、本稿の目的を改めて述べておこう。第一に明治四年の神宮改革による御師制度廃止が、参宮者を迎える宇治山田の旅館業に与えた影響について、第二に御師制度廃止後の旧御師と各地の伊勢講との関係の変化について明らかにすることである。

## 一 旅館業の自由化と規制

明治四年の神宮改革は、同年太政官第三四六号達のいわゆる「神宮改革に関する件」に基づいて実施された。この達は八カ条からなり、本稿に関係する御師制度廃止については第八条がそれに相当する<sup>(5)</sup>。

一 師職並ニ諸国郡檀家ト唱へ、御麻配分致シ候等之儀、一切被停止候事。

これによると御師制度の廃止とは、師檀関係に基づく神宮大麻の配札を停止することであると読める。ただしもし檀家への神宮大麻の配札を停止するということだけであれば、条文は「御麻配分致シ候儀」でよいはずである。わざ

わざ「御麻配分致シ候等之儀」と、「等」の字をつけているということは、御師制度が神宮大麻の配札以外のことも含んでいると解することはできないだろうか。

ここで想起されるのは前述のように、近世期においては伊勢参宮者のうち師檀関係に基づく参宮者と、そうでない参宮者とは、宇治山田における宿に区別があったということである（檀家参宮者は御師邸、非檀家参宮者は町宿）。言い換えるならば、師檀関係が解消されれば、御師は師檀関係を結んでいた参宮者を独占できなくなる、ということである。そして町宿を主語とすれば、檀家参宮者を新たに顧客とすることも可能にする、つまり旅館業の自由化を意味するものであった。

したがって先ほどの御師制度廃止に関する条文は、神宮大麻の配札のみならず、檀家参宮者を独占的に止宿させる旅館業も含めた、総合的な師檀関係を解消するものと解釈するのが妥当であろう。

御師制度廃止により旅館業が自由化されると、旧御師が独占してきた檀家参宮者をめぐって、旧御師と町宿とが競合する、あるいは町宿同士が競合する可能性が懸念された。明治五年三月に度会県が制定した旅館屋規則を見ると、その一端がうかがえる。

一 凡旅館屋ハ旅客寢食ノ不都合無之様之設ケニ候事故、

一般之旅人ニ対シ万端親切之情義ヲ尽クシ、不自由ナキヲ肝要トス。

一同業之者相互ニ家計繁昌ヲ競フト雖モ、懇和ヲ旨トシ、不義理ナル所業決シテ致間敷事。

(中略)

一 宿引ト唱へ候者、猥リニ旅人ニ手ヲ懸ケ引留之義不  
相成事。

旅館が宿泊者に十分な寝食を提供し、親切第一を心がける(第一項)のは当然としても、旅館業者間で「不義理ナル所業」を決してしてはならないとある(第二項)。「不義理ナル所業」とは、具体的に何なのかは分からない。自分の旅館に旅客を泊めさせようとして、他旅館の誹謗中傷に及ぶようなことがあったのか。最後の項目は強引に旅客を自分の旅館に泊めさせようとする、「宿引」行為を禁止している。「不義理ナル所業」といい、「宿引」行為といい、当時はそれらを禁止しなければならぬほどに、旅館業者間の競争が激しくなっていたということだろう。

## 二 旅客獲得競争の実態

前節で明治五年に制定された旅館屋規則を検討した際、「不義理ナル所業」や「宿引」行為を禁止しなければならぬほどに、旅館業者間の旅客争奪戦が激しくなっていた

可能性を指摘した。本節では旅館屋規則制定後、「不義理ナル所業」や「宿引」行為の実態はどうだったのか、そしてそれらの行為に対して、どのような取り締まりや改善がなされたのかについて検討することにした。

### (一) 宿引行為

三重県内で発行されていた『伊勢新聞』<sup>(8)</sup>には、伊勢参宮に関連して宇治山田の旅館業者の記事がしばしば掲載されており、宿引行為の事例は枚挙にいとまがない。例えば山田尾上町の某旅館は、許言をもって自ら強引な宿引行為に及んだばかりでなく、人力車夫に金をつかませて宿引させたため、明治二十五年(一八九二)四月八日から営業停止処分となった<sup>(9)</sup>。宿屋取締規則<sup>(10)</sup>第九条に、

往來人ニ対シテ言語動作ヲ以テ宿泊ヲ勸メ、又ハ車夫  
其他ノ者ト謀テ誘引スベカラズ。又何等ノ名義ヲ以テ  
スルモ、宿引体ノ者ハ一切出スベカラズ。

とあるから、某旅館はこの規定に抵触したのであろう。

明治三十五年三月に三重県は、旅館経営者の家族・雇人以外の者の宿引行為に対して、「三日以上十日以下ノ拘留又ハ一円以上二円九十五銭以下ノ科料」に処するという罰則規定を設け、さらに規制を強化したが、なおも宿引行為は収まらなかった。大正十四年(一九二五)三月、度重なる

る訓戒・処罰にも関わらず、依然として強引な宿引が横行していたため、旅館業者達は宇治山田警察署から矯正・改善方を求められる有様であった。<sup>(11)</sup>

これに対して旅館業者達は「親睦会」なる組織を結成し、「門先に於て呼び込み宿泊料金を呼称せざる事」「呼込み下水道外には絶対に出でざる事」を決議した。道路にはみ出したり宿泊料の安さを競ったりするような呼び込みを、今後はしないとの申し合わせである。これに違反するとその回数に応じて、会員による注意↓役員への申告↓親睦会からの除名および警察への通報と処分が重くなっていく。<sup>(12)</sup>宿引行為を抑制する効果については管見の限り確認できないが、宿引行為の根強さを看取できよう。

## (二) 誹謗中傷行為

宿引行為は旅客にとつて大変迷惑なものであるが、基本的には旅客と旅館との間のことである。これがさらにエスカレートしていくと、旅客を熱心に獲得しようとするあまり、「不義理ナル所業」、すなわち旅館業者同士の誹謗中傷等に発展していく。

明治二十六年の旧正月前後のことである。旅館業者は旅客獲得に血道を上げて「相嫉視し互に悪口罵詈を極め、無実の事柄を設けて中傷的の挙行を為す」状況が生じていた。<sup>(13)</sup>

ある旅人宿(甲)の手代は、「一新講社」の指定を受けている別の旅人宿(乙・丙)の名をかたり、沿道の旅人宿に対して「都合の次第あるを以て、爾來旅客御遣しの節は甲旅人宿へ一手に差向けありたき旨」を伝達し、乙・丙への宿泊予定客を甲へ奪おうとしたという。旅人宿乙・丙に「都合の次第ある」というのは、当然旅人宿甲の手代によるでつち上げであったが、甲の手代は乙・丙の店印まで偽造するという念の入れようだった。<sup>(14)</sup>

別の事例を紹介しよう。内宮宇治橋前に邸宅を構えていた旧御師の澤瀉大夫は、旧檀家(講元)に宛てたと思われる書簡の中で、旅客獲得のために他の旅館がめぐらせた「種々の奸策」について、次のように述べている。<sup>(15)</sup>

澤瀉大夫は当時休業せりとか、或は破産逼塞せりとか、他県へ転住せりとか、甚しきに至りては伝染病者有之候とか、無根の説を構造して甘言以ちて御参拝の諸君を欺き、己の旅店へ宿泊せしめんと百万誘導致……遂には彼の奸策に迷はれ、他店へ御宿泊相成……過日も或参拝者拙宅へ宿泊せんと宇治橋詰にて尋ねられしに、澤瀉なる家は当地に無之と欺きたる由(甚しきは澤瀉なりと偽り御参拜人を宿泊せしめ候旅館も有之候と)、既に我邸前に於てすら此の如き有様なれば、東海道其他道中筋にて種々悪口云ひ立候は申迄も無之事に御座候。

御師制度が廃止されて師檀関係が自明のものではなくなくなり、旧檀家が旧御師の現状を正確に把握できなくなっているということだろうか。御師が檀家の嚮応を独占していた時には、「無根の説」や「甘言」を信じて定宿以外に泊まる檀家はいなかっただろうし、そもそも檀家が御師の邸宅にたどり着けない事態は生じなかったはずである。そしてこの事例は、単なる旅館同士の旅客獲得競争というにとどまらない。「無根の説」や「甘言」の末、澤瀉大夫の客を「誘導」した「他店」には、「まちやど」とルビが振ってあり、澤瀉大夫は旧御師系旅館とそれ以外の町宿系旅館との旅客獲得競争の事例だったのである。かつては厳然として存在していた、旧御師系旅館とそれ以外の町宿系旅館との区別がなくなり、同じ土俵の上で旧御師系旅館が町宿系旅館からの攻勢を受けていることが読み取れるだろう。旧御師系旅館と町宿系旅館との競合については、次節においてさらに検討する。

### (三) 旅館講社と旅客獲得競争

ところで澤瀉大夫は、競合する旅館によって「東海道其他道中筋」にまで悪評を立てられているに違いない、とにらんでいたようであるが、この背景にあるのは近世後期以来、浪花講などの旅館講社が諸街道の旅館を組織化（Ⅱ定

宿化）してきたことがある<sup>(16)</sup>。澤瀉大夫と競合する旅館は、このネットワークを利用して悪評を広めているのではないかと、このネットワークを利用しているのではないかと、というのである。この推測は決して澤瀉大夫の被害妄想ではない。次に示すのはこのような旅館のネットワークを悪用した、旅客獲得策の事例である<sup>(17)</sup>。

従来宇治山田町旅館業者中には種々の悪弊ありて、道中沿道の旅人宿と気脈を通じて旅客を買取り、或は宿引体の者をはやくは関八州、近々は京坂間に派出して旅客を誘導し、為めに宿屋取締規約違背して違約料を科せられ、或は営業停止の処分を受くる者あるに至る……旅客一人に付幾何金を渡すの契約を為し、外部へ支出する処少なからざるより、従ふて其失費は旅客に影響し、過当の泊料を貪り商賈より手数料を納むる等、総て其接客上に不親切の事多く……他国人は伊勢の宿屋と云へば、追剝同様の者の如くに思ひ……

宇治山田での宿引行為が摘発されやすくなったからなのか、あるいは競争激化で旅客掘り起こしの必要に迫られたのか、宇治山田の旅館業者の中には京都・大阪にとどまらず、関東にまで出向いて宿引行為をしている。そのために罰せられたのだが、ここで注目したいのは、参宮道中の旅館に対して、宇治山田で自分の旅館に投宿するように斡旋を依頼していることである。そして旅客一人当たりの紹介

料についての契約までも、斡旋を依頼する旅館との間で結んでいたのである。宇治山田における旅館業者間の旅客獲得競争を勝ち抜くための、一つの方策だったのだろう。一方で斡旋を依頼された参宮道中の旅館の立場からすると、明治二十二年（一八八九）に新橋―神戸間が全通するなど、鉄道敷設が進んで鉄道による長距離移動が可能になって、街道の宿駅がさびれ、旅館の経営が困難になる事情もあつたのではないか。つまり宇治山田の旅館と参宮道中の旅館とが、紹介料を媒介に旅客を融通することで、互いの利害が一致したとも言えよう。

#### （四）規制・取り締まりへの対応

さて以上から旅客獲得競争の実態は、極めて旅館業者本位であつて、肝心の宿泊者のことを置き去りにしたものであつたことが見てきた。自分の旅館が旅客を獲得して競争で生き残ることができさえすれば、それがどのような手段であろうと、また旅客紹介料等の経費分を宿泊料に上乘せし、あるいはサービスを低下させるなどして、宿泊者が不快・不自由な思いをしようと、一向に構わないといわんばかりの態度である。<sup>19)</sup>

このような旅客獲得競争に対しては、三重県による宿屋取締規則をはじめとする規制、およびこれに基づく警察の

取り締まりがなされたことは、すでに述べたとおりである。警察による取り締まりについてさらに見ておくと、例えば明治三十九年十一月五日に宇治山田警察署長が、市内の宿屋組合常議員を集めて訓示をしている。このうち宿泊者に対する旅館業者の応接に関しては、「濫りに商人（土産物商）を客室に入らせしめ、高価の物品を購求せしめざる様注意すること」、「案内者をして教会に加入を勧めしめざること」、「宿泊後宿料の増加を請求せざること」とある。<sup>20)</sup> 旅客を獲得できれば、あとは如何に金を引き出すかに旅館が熱心になっており、これを警察が問題視していたことが分かる。警察は実際に、旅館の「旅客待遇実況、衛生施設其他営業上」を視察しているのである。<sup>21)</sup> また旅客に対しても、宇治山田方面への列車に制服巡査を乗車させ、不正旅館の「悪宿引」<sup>22)</sup> などに関わらないよう、注意を喚起するなどした。

それでは旅館業者はこれらの取り締まりや働きかけに對して、受け身に徹していたのであろうか。もちろん旅館業者がすべて、旅館本位の旅客獲得競争を是とし、それに身を投じていたわけではない。山田尾上町の十文字屋は、神宮式年遷宮の翌年で参宮者が増加するといわれる御蔭年（明治二十三年）の広告において、「弊店儀ハ宿引様ノ者ハ一切出シ不申候」と宿引行為をしないことを、わざわざ念

押ししている。<sup>(23)</sup> 同じ年に山田外宮前の竹屋六平、岡本町のとし屋和四郎、同町清水屋長三郎、古市入口の一方悦三郎、同じく紀州屋赤治郎、古市中之町原田屋林七、同じく矢津屋彌蔵、同じく浦北屋音吉が神風誠心講を結成したが、その広告において講結成の理由を次のように述べている。<sup>(24)</sup>

諸国ヨリ参拝人群衆ヲナス。然ルニ中途ニシテ大キニ減少ヲ視ル。其理由ハ当地同業者ノ内ニテ格外ノ宿泊料ヲ貪ル趣キ其筋ヘ聞ヘ……其汚名ヲ雪ガンガ為メ、今一回ノ講名ヲ結び各地同業者ト結合シ、誠実ヲ旨トシ、且宿泊料ノ如キハ、誠精廉価ニ調進仕候。

御蔭年で参宮者が多くなることを見込んで、汽船会社の運賃割引などがおこなわれたにもかかわらず、各地からの参宮者増加の勢いは続かなかつた。その理由が旅館宿泊料の高額設定にあるのではないかと、監督官庁（警察）からも指導を受けたため、その「汚名」を返上すべく、今後は「誠精廉価」、宿泊料金の適正化を心がけるとしている。そこで旅館を甲乙の二種類に分け、それぞれで普通料金と特別料金を設定し、宿泊料金の定価を明示している。

このように旅客誘致・宿泊料など、旅館の営業方針・内容を改善するほか、旅館建物の新築・洋風化、設備の刷新などを積極的に進める動きも見られた。<sup>(25)</sup> 外宮前の宇仁館はその代表的な旅館であった。自家発電設備により「宏壮佳

麗の三層の楼閣」を「五百燭」の電灯で装飾して「一大美観」を演出したほか、客室七十余りの洋風建物を増築し、各客室に「電鈴」を設置して宿泊者への対応に心を配った。「器具を新調し料理の如きも衛生」第一とする、旅客本位の経営であつたという。一方で「何講何社にも加盟せず自立独歩」の経営方針をとり、他の旅館業者と対立することもあつた。<sup>(26)</sup> そのことが遠因となつたのかどうかは定かではないが、大正二年（一九一三）に宇仁館が中心となつて伊勢山田旅館合資会社を設立した際は、当時旅館数一四〇余の宇治山田旅館業界を二分する事態にまで発展した。外宮周辺の高千穂館・神風館などがこれに参加した一方で、古市・中之町の油屋・大安などはこれに反対し、別の旅館連合を組織して對抗姿勢を示そうとしたのである。<sup>(28)</sup>

宇治山田の旅館業界全体が一枚岩になりきれない姿は、有名無実の宿屋取締規則を「嚴重有効の取締法」にしようとして、宇治山田の旅館業界全体が合意しながら、前述のようにそれに基づいた具体的な成果が、大正末年に至つても上がつていなかったことにも通じる。<sup>(30)</sup> 宇治山田市是調査委員会が旅館市営論が議題になつたり、神宮司庁が旅館業者に對して参宮者への接遇に関する要望事項が出されたりした<sup>(31)</sup> のも、宇治山田の旅館業界の対応が決して十分ではないと、外部からは見られていたためではないだろうか。

### 三 旧御師系旅館と旧町宿系旅館との競合

前節の(二)で澤瀉大夫Ⅱ旧御師系旅館と、旧町宿系旅館との競合について言及したが、本節では両者の競合がその後どのように展開したのかを検討する。

#### (一) 岩井田右近の事例

岩井田家は神宮の重要な祭祀職であった「大物忌父」家であり、内宮権禰宜を兼務していた。「岩井田右近」は御師として檀家に神宮大麻を配札する際の師職名である。旧御師としての配札国は山城国・河内国・摂津国・丹波国・伊賀国・伊勢国・尾張国・駿河国・武蔵国・下総国・上野国・下野国・信濃国の十三カ国におよび、配札高は一三、九〇〇余体であった。<sup>32)</sup>

次の書簡は岩井田右近から、武蔵国北埼玉郡埼玉村(現埼玉県行田市埼玉)の旧檀家・湯本恵吉に宛てたものである(傍線は引用者、以下同じ)。<sup>33)</sup>湯本家は近世期には穀商、酒造・醸造、質屋、金融業など、在方の商家として大規模な経営を展開し、名主役も務めた。<sup>34)</sup>

新年の御慶目出度申納候。先以御家内御揃愈御多祥御超歳奉恭賀候。随而弊家も無異加年致候間、乍憚御休神可被下候。然ハ毎々御参宮の節ハ、御尊来被成下難

有存候。尚不相変御来車の程御願申上候。就而者此頃町宿共種々の手段を以て御案内申上候趣に候へハ、御講中或ハ御近傍の御方々御参宮の節ハ、右等一切御取上無之様御配慮被下度、先八年頭の御祝詞旁御依頼迄、如此御座候。敬具

明治三十七年元旦

伊勢国宇治山田町大字館町 岩井田右近

新年の挨拶に続けて参宮時の来訪に謝意を表し、今後とも来訪を請う内容の年賀状である。町宿から各地の伊勢講に対して、あの手この手の宿泊勧誘が近頃盛んであるが、一切取り上げないようにと念を押している。町宿の「種々の手段」が具体的に何であるのかは推測の域を出ないが、澤瀉大夫の事例にあった「無根の説」や「甘言」の類、だろ<sup>35)</sup>うか。いずれにせよ、旧檀家を奪おうという町宿の攻勢が、岩井田右近にとって無視できないものになっていたのである。

そしてもう一点注目すべきは、この書簡が湯本恵吉に宛てられていたことである。恵吉は湯本家第十三代当主で明治八年(一八七五)にすでに死去しており、この書簡が出された明治三十七年当時の当主は第十四代義憲である。旧檀家の岩井田右近は、前当主が死去して三十年が経過しようとしているのに、依然として死去しているはずの前当主

に宛てて書簡を出していることになる。つまり旧御師・岩井田家と旧檀家・湯本家との間の関係は、この時点で極めて希薄化してしまっている。これでもなお、岩井田家への宿泊を継続するようにと湯本家への働きかけは、かつての師檀関係を追懐しているかのようなのである。

## (二) 大橋館の事例

次の書簡は大橋館という旅館から、埼玉県北埼玉郡三俣村(現加須市北小浜)<sup>(36)</sup>の田部井章一郎ほか七名らの講に宛てられたものである。田部井家は幕末維新期以降、村の名主など村役人を務め、近代においても村議・助役・村長などを輩出し、村政に深く関与した。<sup>(37)</sup>

拜啓 御一同様愈以御多祥目出度奉賀上候。陳ハ御村

内大々御講中様本春御参宮ニ付而ハ、手代稲葉春吉外一人、度々御伺申上御厄介御掛御厚意之段、奉万謝候。

伊勢御参宿所之儀ニ付而ハ、是迄年来手代共御伺申候へ共、愈御出立之間際ニ至リ、御世話人諸氏ニ於テモ

御意見区々二分レ一致セラレザル様之趣、稲葉共本日婦宅仕り種々御模様等モ聞及候。誠ニ御世話人諸氏ニ対シテハ、御心配御掛け何共申訳無之候。殊ニ本年ハ非常ニ競争モ甚ダシク候趣ニ付、一層御世話人諸氏ニ

ハ御迷惑御掛け候儀御察申上候。付而ハ甚ダ乍遺憾当

方ハ此際手ヲ引キ可申候間、武蔵屋ナリ宇仁館ナリ、又其他何レニナリ共御一同様ノ御多数御賛成ノ処ニ御宿泊相成候様致度。当方モ営業上トシテハ甚ダ不勉強ナルガ如クニ候へ共、何分満客ノ折柄ニ付元ヨリ充分之御注意ハ可仕候へ共、万々一二モ些ノ失体等アリテハ当館之御引立ニ預リ候方々ニ対シ相済マザル儀ニ付、今回ハ乍残念手ヲ引キ申候間、不悪御承引願上候。又々今后御縁モ御座候ハ、御来駕之栄ヲ得度、御礼旁右申速度以□□此ノ如クニ御座候。敬具

田部井章一郎様

(中略)

御講中御中

大正六年一月十八日

大正六年(一九一七)春に伊勢参宮を予定していた田部井らの大々講のもとを、大橋館の手代である稲葉春吉らが事前打ち合わせのために訪れたところ、「出立之間際」になっても宇治山田での宿泊先をめぐり、講内の意見がまともらない状態であった。今回は他旅館と「非常ニ競争モ甚ダシク」、伊勢参宮客で「満客ノ折柄」でもあり、大橋館のご最上層に迷惑をかけてまで、田部井らの講の宿泊を引き受けられない(手ヲ引キ)ことを伝えている。

他旅館との「競争」の実状は、書簡中明確に記されている

ない。大橋館が「営業上トシテハ甚ダ不勉強ナルガ如ク」と認識しつつ、「満客ノ折柄」であるから無理に宿泊引き受けをしない、と言っているのであるから、宿泊料の問題あるいは部屋や食事のグレードの問題で、「武蔵屋」や「宇仁館」が有利な条件を田部井らの講に提示していたのではないかと推察される。田部井らの講の中では、「年来」の関係を重視してやはり大橋館に投宿しようという意見がそれほど勢力を得ておらず、大橋館以外の「武蔵屋」や「宇仁館」などに投宿しようという意見に「御多敷御賛成」だったのかもしれない。大橋館は講の「御世話人諸氏」に「御心配」「御迷惑」をおかけしたと述べ、「年来」の關係が活かされなかったことに戸惑いつつも、その割に案外あっさり引き下がってしまった。これはどういう訳なのだろうか。

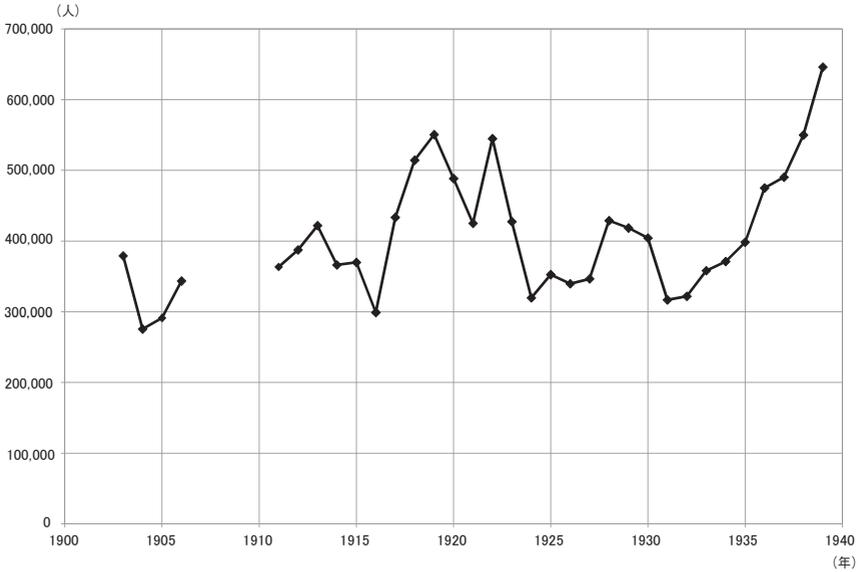
大橋館の経営者は多氣道郎という旧御師であり、師職名は「多氣長太夫」といった。旧御師としての神宮大麻の配札国は、伊勢国・筑前国・大和国・紀伊国・摂津国・山城国・尾張国の七カ国、配札高は二六一七体であった。<sup>(39)</sup>したがって大橋館は旧御師系旅館であり、旧町宿系旅館である「武蔵屋」や「宇仁館」との競合は、本節(二)で見たのと同様の図式であると言える。ただし田部井らの講の所在地は多氣長太夫の配札地域ではなかったから、大橋館と田

部井らの講とのつながりは、かつての師檀關係に基づくものではないと見られる。つまり大橋館と田部井らの講との「年来」の關係は、御師制度廃止後の参宮において築かれたものだった。だからこそ、田部井らの講は旅館が提示する条件をシビアに比較検討するし、大橋館も条件が折り合わないと見るや「手ヲ引き」、「今后御縁モ御座候ハ、御来駕之栄ヲ得度」とさばさばとした対応を見せたのだろう。

田部井らの講は大正六年二月一日に加須から汽車で浅草に出で一泊、翌日久能山へ行き二泊、四日によりやく宇治山田に入り、<sup>(40)</sup>もめにもめた投宿先は結局「むさしや」(武蔵屋)であった。「むさしや」には「宿料」として二十三元(二十三人分なので一人一円の計算)、「茶料」として三元、「酒拾五本代」として一円九十五銭支払っているが、<sup>(41)</sup>大橋館ならばどうであったのかは分からない。

ところで大正六年(一九一七)は旅客獲得をめぐって、旅館間の「非常ニ競争モ甚ダシ」と見られていた。宇治山田市内の旅館に宿泊した人数の推移を示した【表】によれば、実際は前年比で十三万人の大幅増と活況を呈していた。よって旅館業者は、激しい旅客獲得競争をしなくてもよかつたはずである。しかしその前年の大正五年が、前年比で七万人の減であった。大橋館と田部井らの講との折衝が行われていた大正六年一月は、「満客ノ折柄」を迎えて

[表] 宿泊者数の推移 (宇治山田市内)



出典：『伊勢市史』第四巻 近代編 (伊勢市、2012年) 359頁・673頁

なお、その印象を旅館側が引きずっていた可能性がある。

もう一つの可能性は、前節・本節で紹介した旅館業者の競争・競争の事例が、ほとんどが一月～三月に集中していることである。これは偶然ではない。参宮者で宇治山田が混雑し、旅館業者が多忙を極めるのは、農閑期を含む一月～五月であって、「六月に入るとそろそろ夏枯れ季節に入る為、旅館業者は五月一杯を以て春仕舞と称してゐる」ほどである<sup>(42)</sup>。そして「春仕舞」にあたって手代等に慰労金を出す旅館もあり、これで「春三ヶ月間雇入たる手代其他を解雇すること」になるといふ<sup>(43)</sup>。一年のうちこの三～五カ月間が宇治山田の旅館業者にとって勝負時であるわけだから、この時期に旅客獲得競争が弥が上にも激しくならざるを得ないのである。

### おわりに

本稿は次の二点について説明することを目的とした。第一に明治四年の神宮改革による御師制度廃止が、参宮者を迎える宇治山田の旅館業に与えた影響について、第二に御師制度廃止後の旧御師と各地の伊勢講との関係の変化についてである。

一点目に関しては、御師制度廃止により宇治山田における旅館業は自由化され、旅客獲得をめぐる旅館業者間の競

争激化をもたらした。旅客を強引に自分の旅館に宿泊させようとすゝる宿引行為、そしてそれがエスカレートした他旅館への誹謗中傷行為が見られ、警察によりそれらの行為が取り締まられていく。旅館業者間の競争激化が見られる一方で、その経費分を宿泊料等に上乘せする業者もいた。もちろん宇治山田の旅館業界の中にも、これらの旅館本位の行為を旅客本位の行為へと改善する動きもあったが、業界全体として具体的な成果を上げるまでには至らなかつた。

二点目に関しては、宇治山田における旅館業自由化の中で、旧御師が独占していた旧檀家の参宮饗応に旧町宿が参入可能となつたことよつて引き起こされた、旅客獲得競争について取り上げた。御師制度が廃止されると、旧御師と旧檀家との間の師檀関係は自明のものではなくなつた。したがつて旧檀家が結成する伊勢講は、旧御師の邸宅・旅館に宿泊する必要がなくなり、旧御師系旅館は旧町宿系旅館の攻勢にさらされることになる。また師檀関係が自明のものではなく希薄化する中で、旧御師が旧檀家の状況を正確に把握できていなかったり、旧檀家が旧御師の状況や邸宅・旅館の所在などが判然としなまま参宮したりする事例も見られた。

それでは本稿の残された課題について述べることにしたい。本稿は旧御師系旅館と旧町宿系旅館との競合関係を見

てきたが、旧御師系旅館が近代に受けた打撃について十分に触れることができなかつた。例えば内宮・外宮に神楽殿が設けられ、旧御師は邸宅において御神楽を奉奏できなくなつた。また明治二十年（一八八七）に神苑会が宇治橋内の家屋を買上げ・撤去し、内宮神苑の整備を進めた際に、邸宅の移動を余儀なくされた旧御師も少なくなつた。<sup>(4)</sup>これらのことが旧檀家の参宮・投宿行動にどのような影響を与えたのか。今後の課題の一つである。

本稿は紙幅の関係上、参宮者と宇治山田の旅館業との関係を大正期までしか触れられなかつた。昭和戦前期、さらに現代にかけての展開如何がもう一つの課題である。見通しを多少述べるならば、特に昭和戦前期においては、鉄道が大きなポイントになるのではないかと考えている。大正期には鉄道を利用する参宮客を独占していた国鉄であったが、輸送力への不満が参宮客の間に高まつていた。そこへ昭和五年（一九三〇）十二月に参宮急行電鉄が開通して、大阪と山田（翌年三月に宇治山田まで延長）との間を二時間半で結ぶ電車が一時間ごとに運行されるようになった。昭和七年には大阪―宇治山田を二時間で結ぶ特急まで登場する。国鉄では三時間以上要したことからすると、大幅な所要時間短縮であり、関西方面からは日帰りでの参宮が十分に可能となつた。<sup>(4)</sup>

日帰りでの参宮が可能になるということは、投宿不要、つまり宇治山田の旅館業者はその分旅客を失うことになる。実は参宮急行電鉄の開通以前より、日帰り参宮者増加の傾向は生じつつあった。前述のように大正期の国鉄の参宮輸送力への不満は高まっていたが、国鉄も臨時列車の増発、列車接続の改善による所要時間短縮、あるいは夜行列車運転を検討するなど、不満への対応を進めていた。<sup>(46)</sup>宇治山田の旅館業者は、臨時列車の増発でさえ「二三の大旅館を除いた以外の各旅館は青息吐息の状態」なのに、さらに夜行列車の運転計画が持ち上がると、「洪面の上に更に洪面をつく」<sup>(47)</sup>っていた。参宮急行電鉄の開通はそれ以上のインパクトを、宇治山田の旅館業者に与えたであろうことは、想像に難くない。

註

- (1) 『宇治山田市史』上巻(宇治山田市、一九二九年)六〇六頁～六一二頁。  
 (2) 小野寺淳「道中日記にみる伊勢参宮ルートの変遷」〔筑波大学人文地理学研究〕一四、一九九〇年、櫻井邦夫「旅日記に見る近世の旅と宿泊」〔交通史研究〕四九、二〇〇二年)、谷釜尋徳「近世後期の伊勢参宮の旅にみる楽しみ方の類型」〔日本体育大学紀要〕三六―二、二〇〇七年)、金森敦子『伊勢詣と江戸の旅―道中日記に

- 見る旅の値段」(文春新書、二〇〇四年)、鎌田道隆『伊勢参り―江戸庶民の旅と信心』(中公新書、二〇一三年)など。  
 (3) 大島延次郎「旅宿として観たる講の発達」〔日本交通史論叢〕、国際交通文化協会、一九三九年。  
 (4) 森悟朗「神風講社と浪花講・三都講・一新講社」(長谷部八朗編著『講』研究の可能性)、慶友社、二〇一三年)。  
 (5) 『法令全書』明治四年。引用史料には適宜句読点を施した(以下同じ)。  
 (6) 現在の三重県南部地方にあたり、県庁は山田岩淵町にあった。明治九年(一八七六)に三重県に合併された。  
 (7) 前掲『宇治山田市史』上巻、六一四～六一五頁。  
 (8) 明治十一年(一八七八)に松本宗一が創刊、本社は津にある。戦時下の新聞統廃合では、諸新聞を吸収して県内唯一の新聞となった。現在に至るまで同一紙名で発行されている、全国でも数少ない新聞。  
 (9) 『伊勢新聞』明治二十五年四月十二日付。  
 (10) 明治二十年県令第四十九号(梶原猪之松編集『三重県令全書』第三編、啓文社、一八九九年)。  
 (11) 『伊勢新聞』大正十四年三月二十七日付夕刊。  
 (12) 同右。  
 (13) 『伊勢新聞』明治二十六年一月二十九日付。  
 (14) 同右。  
 (15) 明治二十七年一月付澤瀉大夫書簡(岩井田家資料、岩井田尚正氏所蔵)。宛先は明記されていない。旧檀家(講元)宛の書簡であると判断した理由は、書簡内に「従来御参拜の諸君屢々御案内被成下」とあり、さらに追伸と

して「能く／＼御注意の上御光来被下度候」とあり、参宮者を取りまとめ、かつ自身も参宮者となり得る立場の人への記述が見られるからである。

註3・4 前掲大島・森論文参照。

(16) 『伊勢新聞』明治二十六年八月六日付。

(17) 註3 前掲大島論文、一四五頁。

(18) 教派神道系の教会講社である太々教会が、宇治地区の某旅館の負債を肩代わりして、両者の「異名団体」化を進めた計画（『伊勢新聞』明治三十四年七月三十一日付）も、宿泊者の都合を考慮しないこの種の態度のあらわれの一つであろう。

(19) 『伊勢新聞』明治三十九年十一月七日付。「市内」とは、宇治山田町が同年九月一日に市制を施行したことによる。また「宿屋組合」とは、宿屋取締規則に定められた営業組合のことであり、「警察署又ハ警察分署ノ指定スル区域」で設置されるものである（同規則・第二十三条）（啓文社編輯部編『三重県令規類纂』第三綴。なお記事引用中の「教会」とは、教派神道系の教会講社のこと。これより前にも、参宮客が増加する時期に「悪弊を認むる」教会講社に対する取り締まり強化を、宇治山田警察署が打ち出している（『伊勢新聞』明治三十四年一月二十日付）。

(20) 『伊勢新聞』大正九年十二月二十六日付朝刊。

(21) 『伊勢新聞』明治四十四年三月二十六日付。

(22) 『伊勢新聞』明治二十三年二月四日付。

(23) 『伊勢新聞』明治二十三年七月二十日付。

(24) 『伊勢市史』第四卷 近代編（伊勢市、二〇一二年）、三

六二頁。

(25) 『伊勢新聞』明治三十年一月一日付。

(26) 資本金十万円、会社の目的は「旅人宿、料理店、遊覧団体募集、公ナル周旋、物品委託販売、金銭貸付」とある（田中甚太郎編『宇治山田商工人名録』（実業興信所、一九一四年）、四九頁）。

(27) 『伊勢新聞』大正二年六月二十九日付、同年十一月十六日付、同三年三月十四日付。

(28) 『伊勢新聞』明治二十六年十月二十一日付。

(29) 『伊勢新聞』大正二年六月十五日付。市は調査委員会とは、宇治山田市の「繁栄発展ニ資スヘキ事項ヲ調査スル」ために大正二年に設置され、市会議員・選挙権を有する市民合わせて十五名から構成される（註25『伊勢市史』五四七頁）。

(30) 『伊勢新聞』大正十四年六月二十九日付朝刊。神宮司庁からの要望事項は以下のとおり。「一般参拝者に対して誤りたる説明を行ひ、参拝者をして迷はしむるが如きことを尠からしむること。並に旅館手代車夫等の説明案内を避けしめ、且つ其服装に注意せしむること」、「直接旅客に接する旅館の女中等から、神宮御膝元の市民といふ観念を養成せしめて、全国的に感化せしむる方法に出づること」。

(31) 皇學館大学史料編纂所編『神宮御師資料』内宮篇（皇學館大学出版部、一九八〇年）七八～七九頁。

(32) 『湯本家文書』（埼玉県立文書館収蔵資料）八三五—

(33) 「解説」（埼玉県立文書館編『湯本家文書目録』、二〇〇七年）

(35) 同右。義憲は嘉永二年（一八四九）生まれ、埼玉県会議

員（明治十二年（一八七九）～十八年）・衆議院議員（明治二十三年～三十年）・岐阜県知事（明治三十年～三十一年）を歴任。大正七年（一九一八）死去。

(36) 『田部井家文書』（埼玉県立文書館収蔵資料）一六三二

埼玉県立文書館編『川島家・田部井家文書目録』一九九〇年

(37) 註27『宇治山田商工人名録』。

(38) 註32『神宮御師資料』一六七頁～一六八頁。

(39) 「大正六年式月一日 伊勢参宮會計簿 北小浜伊勢太々

講社」（田部井家文書）（埼玉県立文書館収蔵資料）一〇九七。

加須出発時は二十二名だったが、東京で一人合流し総勢二十三人の道中となった。この時の参宮を記念して敷石を奉納した者二十三人の中に、「東京 小澤

治右衛門」が見え（大正六年十一月十五日 奉納物寄附名簿 伊勢太々講）（田部井家文書）九八〇）、東京

で合流したのはこの小澤であろう。

(40) 同右。

(41) 『伊勢新聞』大正十四年六月三十日付夕刊。

(42) 『伊勢新聞』明治三十四年六月四日付。

(43) 『伊勢新聞』明治三十四年六月四日付。第三節で紹介した岩井田家もそのような旧御師であり、

(44) 宇治橋内から館町に転居した。なお神苑会の神苑整備については、藤井清司編『神苑会史料』（神苑会清算人事務所、一九一一年）、拙稿『神苑会の活動と明治の宇治山田』（清水潔・岡田登・多田實道・岡野友彦・上野秀治・松浦光修・谷口裕信・田浦雅徳『伊勢の神宮と式年遷宮』皇學館大学出版部、二〇一二年所収）参照。

(45) 平山昇「鉄道が変えた杜寺参詣」（交通新聞社新書、二〇一二年）八八頁～九三頁、註25『伊勢市史』一〇九九頁～一一〇〇頁。

(46) 『伊勢新聞』大正十一年十月二十七日付夕刊、十二年六月二十七日付朝刊、十四年四月二十五日付夕刊。

(47) 『伊勢新聞』大正十四年四月二十五日付夕刊。

【付記】本稿は平成二十四年十二月二日に行われた、神道宗教学会でのパネル（御師制度の廃止と伊勢信仰―岩井田家資料とその周辺―）における報告「近代伊勢参宮と宿について」をもとに、加筆修正したものである。なお、報告当日、パネルのコメンテーターを務めてくださった杉山林継先生、質問をくださった宮家準先生に厚く御礼を申し上げます。

また本稿は、文部科学省科学研究費補助金（23520088・研究代表者櫻井治男）による成果の一部である。

（皇學館大学文学部准教授）